

みんなで学ぶ意思決定支援 本人らしさを活かす意思決定支援の あり方とは？

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク
(SDM-Japan)

副代表・弁護士 水島俊彦

2024.2.28

1

講師 自己紹介



水島 俊彦

NHKクローズアップ現代
2022年11月14日出演
「親のお金をどう守る
認知症600万人の資産管理」
[https://www.nhk.or.jp/gendai/
articles/4724/](https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4724/)

2010-



2014-2015



2016-



2017-



2020-



常勤弁護士(シニア)

民事法律扶助・成年後見
司法ソーシャルワーク
立教大学研究員活動 など

英国エセックス大学人権センター

客員研究员

調査テーマ
「代行決定制度から支援付き意思決定
制度へのパラダイムシフトの可能性」

成年後見制度専門家会議委員

本人にとってメリットのある成年後見
制度・実務への転換を目指す

一社)日本意思決定支援ネットワーク

副代表

ミッション：心からの希望に基づいて意
思決定することのできる社会の実現

英国式意思決定支援ツール

「トーキングマット」正規トレーナー

“揺れるこころを見る化す”カード

2



意思決定支援の基本的考え方

～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査
事業成果物より引用（講師は共同制作メンバーの一人）

はじめに

私の体験をふりかえろうー誰もが当事者ー

①

あなたの人生を振り返って
みましょう。

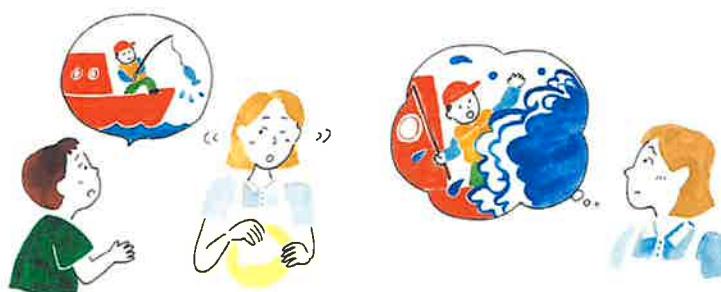
特に印象に残った「決定・選択」には
どんなものがありましたか？

②

そのとき、あなたはどんな風
に「決定・選択」しましたか？
誰かに相談しましたか？何かに背中を
押されましたか？決めることに悩んだ
としたら、それはどうですか？

③

もしもそのとき、あなたの周りのすべて
の人が、あなたの「決定・選択」を無視
して、反対の方向に強引に進めたとし
たら、どのようなことが起き、あなたは
どのような気持ちになるでしょうか。



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

そもそも……

意思決定支援

支援付き 意思決定
(Supported Decision-Making)

ってなんだろう？

「本人の意思を尊重」することと同じ？違う？

5

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）2頁より引用

こんな時、あなたなら、 どうしますか？

知的障害があり、グループホームに暮らすFさんは、
ある日突然、「犬を飼いたい」と訴えてきました。

Fさんの気持ちを考えた時、
あなただったら、どのように対応しますか？
このグループホームは、
ペットを飼うことを禁止しています。



- ①グループホームでは犬を飼えないことを説明し、説得する
- ②グループホームにお願いして、犬を飼えるようにしてもらう
- ③

6

こんな時、あなたなら、どうしますか？

支援者Aさんの考え方

- 大きな犬を飼いたいって言っても、そもそもペット一度も育てたことないよね…？
- このグループホームはペット禁止なんだし、諦めてもらうよう説得するしかないか…。
- 万が一何かあってからでは遅いし、私も責任は取れないし…。正しい選択ができるように導いてあげるのも意思決定支援だよね。
- どうしようかな。頭ごなしで言っちゃうと怒るだろうし。…そうだ！ぬいぐるみだったらグループホームでも大丈夫だろうし、Fさんも喜ぶだろうから、大きな犬のぬいぐるみを買ってあげよう！

支援者Bさんの考え方

- Fさんが「犬を飼いたい」って言っているのだから、それをとことん実現してあげるのが意思決定支援でしょう。
- とにかくグループホームにお願いして、犬を飼えるように働きかけなきゃ。それでもダメなら、犬が飼えるよう住まいを見つけて転居するしかないか。
- 本人が決めたことなんだから、その結果、グループホームを追い出されちゃったり、お金が無くなっちゃったりしたとしても、自己責任だよね。

7

あなたの考え方方に近いのは①②③？

■ 2分間で考えましょう（個人ワーク）。

■ 後ほど解説を行います。

8

なぜ「意思決定支援」への関心が高まりつつあるのか？

- 2014年1月 障害者権利条約を日本が批准
 - 批准国は、代行決定制度から「支援付き意思決定」制度への転換が求められた。
- 2017年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
 - 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のために、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した後見人の選任・交代が求められた。
- 2017年3月～2020年10月 「意思決定支援」ガイドライン登場
 - 障害福祉サービスを受けている人、認知機能が低下しつつある人、人生の最終段階において医療ケアが必要とされている人、成年被後見人など、さまざまな対象者を支援するための、「意思決定支援」ガイドラインが厚生労働省等から策定された。
- 2022年8月 国連障害者権利委員会による対日審査
- 2022年10月 同委員会による総括所見（勧告）

9

障害者権利条約12条のコンセプト

障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択
することのできる機会を保障
=Choice(自己選択)

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって)意味のある
生活を送ることを保障
=Control(主導権)

「医学モデル」→「社会・人権モデル」
支援付き意思決定の仕組みの確立

障害者権利条約第12条 障害者権利委員会の総括所見 (2022/10/7)

28.一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に**勧告**する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

(b) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

11

「どんな人にも意思表明の力ある」

ニコルソンさんはこう言う。

「どんな人でも意思を表明する力を持っていています。言葉をうまく話せない人にも意
思はあるのです。でも、その夢や希望をくみ取ることができるかどうかは、聞き手
の力量にかかっています」

聞き手の力こそが必要——。その言葉に従い、会場では以下のようなりとりが続
いた。質問と対話を繰り返し、時間をかけて少しづつ心理的な壁を崩していく。そ
れがSDMの特徴だ。答えてているのは知的障がいのある男性だ。



SDM-Japan Facebookページ

<https://www.facebook.com/sdmjapan>

Supported by

THE NIPPON
FOUNDATION

Yahoo!ニュース
特集「本当は
何を望んでいる
の？」
—認知症高齢
者 その意思は
どこに
2017/10/26(木)
配信

<https://news.yahoo.co.jp/feature/795>

本人と支援者の本質的な関係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

「おそれ」

こんなこと言ったら、
〇〇してもらえない
なるかも…。

「あきらめ」

言っても
しょうがない…。

「自己抑制」

お世話になっているのに、
わがまま言えない…。

厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章15頁より引用

13

本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

- 利益
- 保護
- 安全

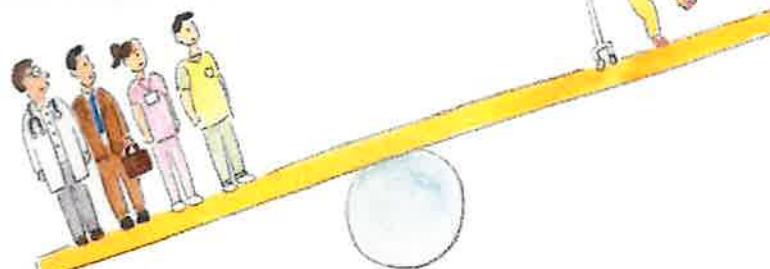
緊張関係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

- 個人の自由
- 尊厳
- 生き方の選択

後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。

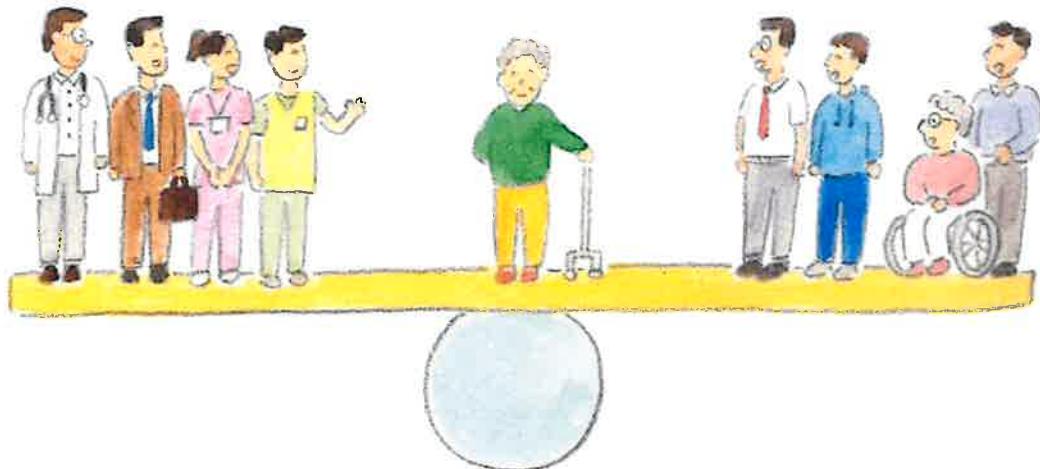


厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章16頁より引用

14

チームの弊害を意識した支援

関係のバランスがとれた状態。



厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章19頁より引用

意思決定支援（支援付き意思決定）と 代行決定の違いを意識する

意思決定全体のプロセス

意思決定支援（支援付き意思決定）＝**本人が**意思決定主体

①表出された意思・心からの希望の探求

支援を尽くしても本人の意思決定・意思確認がどうしても困難な場合等

②合理的根拠に基づく意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）

意思推定すら困難な場合、見過ごすことのできない重大な影響がある場合等

③本人にとっての最善の利益の追求

代行決定＝**第三者が**意思決定主体

「（客観面を重視した）最善の利益」を「支援付き意思決定」の場面に持ちこむと
…本人意思が引っ張られて、事実上の「代行決定」になりやすい？

DVD ①

(意思決定支援のプロセス；日常生活編)



山田一郎(76歳)

- アルツハイマー型認知症
- 要介護1
- 娘夫婦の家で同居
- 趣味/日曜大工
- 娘が最近口うるさくなり若干うんざりしている

【ストーリー】

- ▶ 山田さんの認定調査を控え、ケアマネジャーが山田さん宅を訪問。
- ▶ 自転車でホームセンターに行こうとする山田さんを実娘が心配している。

17

客観的な最善の利益型視点に基づく …意思決定支援？あるある



- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ 途中で道に迷っちゃうと心配だから…やめてね？
- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ 私たちが車で連れて行ってあげるからいいでしょ？
- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 必要なものは私たちが買ってきてあげるからね。
- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服…
⇒ コーヒーならヘルパーさんに入れてもらえばいいじゃない？



…「心配」だから、私たちに任せてね！
=最善の利益(良かれと思って…)?

18

表出された意思・心からの希望 型視点に基づく

本来の意思決定支援とは？



- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ ホームセンターでどんなことをしているの？
- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ ホームセンターと自宅の間にはどんな楽しみがあるの？
- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 材料を選ぶときにどんなことを考えているの？
- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服…
⇒ あなたにとって落ち着ける場所はどんなところ？



**本当は何を望んでいるの？
思いを実現するための工夫も一緒に考えよう！**

◆本人の奥底にある希望(感情)を引き出すためには
「最善の利益」の発想から一旦離れる必要あり。

19

意思決定支援に関する誤認、あるいは注意点



- a. 意思決定支援をやると意思決定できるという誤認。
- b. 意思決定支援をやつたら意思決定してもらわないといけないという誤認。
- c. 意思決定支援のゴールが意思決定にあるという誤認。
- d. 「意思決定支援しなくて良いときは支援しない」があることの確認。

意思決定支援事態の多くは、しなければならない他者もしくは周囲からの始発による解決要請事態？

→意思決定支援と言っている場面の多くは、自分から考えたり決めたりしないことじゃなくて、決めろと(決めてくださいと)言われて決めることばかりではないでしょうか？
【例えば、急に「どこに住みたい？」と聞かれても、私たちも答えられない】

そのような要請事態は、自分の用意したわけではない環境提供や情報整理がなされ、心理的には認識枠組みが本人にとつて不慣れである。そのため理解や判断、決定はいっそう困難。

研究班 名川勝委員作成スライドより
引用（2019.5.31）

21

意思決定支援のゴール



- a. 意思決定支援のゴールは主権の維持にある。そしてそれは、choice and control を保証することである。そしてその関連として、自己効力感(self-efficacy)の向上や関係性の向上がある。

「意思決定支援」における私たちの仕事は、何を提供すべきかではなく、本人が何を言いたいか、何を望んでいるかを聞くこと。知ること。

- b. 前述の誤認を加速(助長)させるのが、「決めなければいけない」事態。

一社)日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドより引用（2022）

22

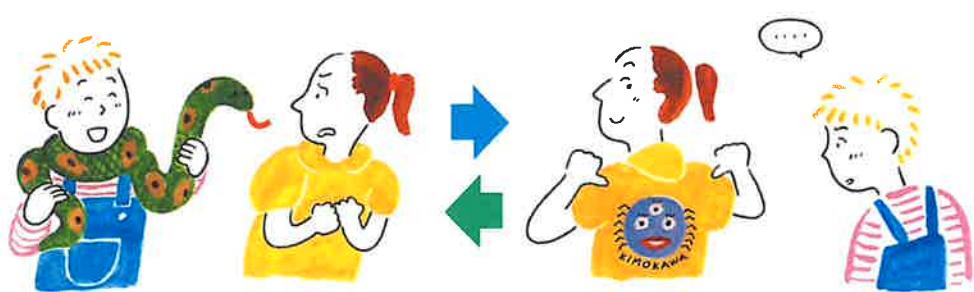
意思決定支援の基本 ～ガイドラインとプロセス～

23

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

“私(本人)”の視点から考える

時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。



意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、“私(本人)”の視点に立ちます。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

いつでもどこでも

日常生活でも



着る物を選ぶ



買い物をする

重要な場面や人生の岐路でも



住む場所を変える



医療サービスを選ぶ

- 食べ物、洋服を選ぶ
- 買い物をする
- 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
- どういうスタイルで過ごすか

(だらだら、てきぱき。スケジュールを決めて？そのときの気分で？)

- 暮らし方（誰と？一人で？ずっと同じ場所で？場所を変えながら？）
- お金のこと（管理の方法、誰かにサポートしてもらう？）
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

生活、人生は意思決定の連続です。だれもが、何かを選んだり、選ばなかったり、迷って決められなかったり、選ぶのに失敗したり、上手くいったりをくり返しながら、生活しています。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。
一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。
その全ての人が、お互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」と
いう人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で
取り組みましょう。



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

- 利益
- 保護
- 安全

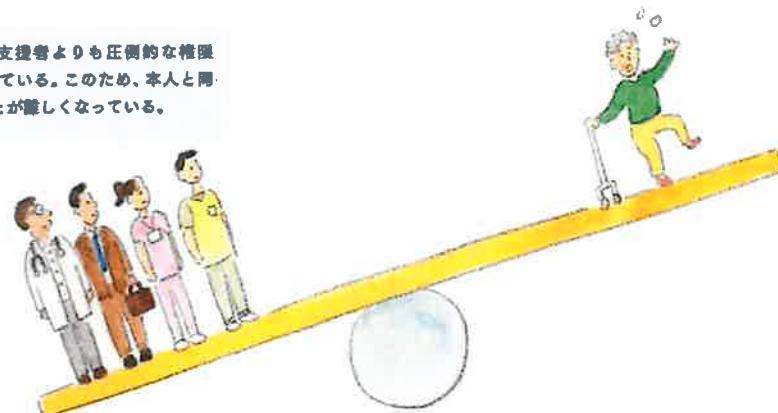
普通關係

本人の・人間としての…

- 個人の自由
- 尊厳
- 生き方の選択

目的の非対称性

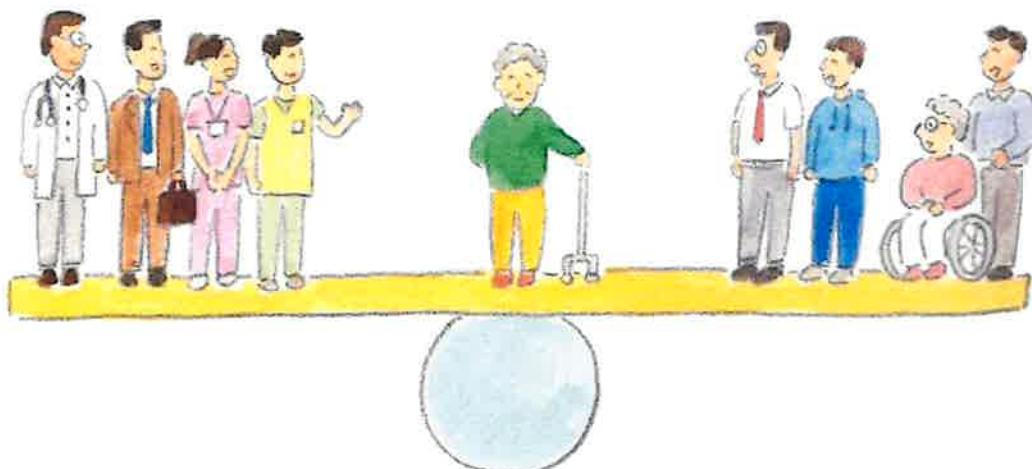
後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。



厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章16頁より引用

チームの弊害を意識した支援

関係のバランスがとれた状態。



厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章19頁より引用

3 実践と原則

意思決定支援の原則

①

どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします

②

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします

③

不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決め力がないと判断せず、尊重します



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

3 実践と原則

大切なのに、難しい。それはなぜ？

① 「意思」そのものがもつ難しさ

- 意思は変化していくもの
- 言葉と心、行動は必ずしも一致しない
- だから、他者が本人の意思を把握することは難しい

② 「正解」がない難しさ

- 選んだ瞬間はベストだと思っていたものが、時がたつと後悔に変わったり、その逆もある
- いろいろな評価があって、何が正解かが分からぬ
- 誰から見たか、どの時点から見たかで、正解が違ってくる

④ さまざまな「場面」で行われる難しさ

- 生活、人生は意思決定の連続
- さまざまな対象、場面についての意思決定支援のガイドラインがあるが、実際の生活では、場面は綺麗に分かれていない

③ いろいろな「人」が関わる難しさ

- いろいろな視点・価値観をもつ人が関わることが大切（ひとりよがりにならない）
- けれども、立場や職種によって意見が異なり、一致しない
- みんなの事情を優先することも起こりやすい

いろいろな難しさがあるからこそ、意思決定支援の原則は、共有しておくことが大切です。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

5つの「意思決定支援」ガイドライン

(2024.1時点)

- ◆ **障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ◆ **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**
(2018.3 厚生労働省 医政局地域医療計画課)
 - ◆ **身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン** (2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ◆ **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン**
(2020.10 意思決定支援ワーキング・グループ)

31

5つのガイドラインの概要

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を簡く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
だれのために?	●障害のある人 知的障害、精神障害、発達障害のある人など、障害福祉サービスを必要とする人	●認知症の人 認知機能の低下が疑われる人も含む	●人生の最終段階を迎えた人	●身寄りのない人 医療に係る意思決定が困難な人	●成年被後見人 ●被保佐人 ●補助人
だれに?	●事業者等	●周囲の人	●医療従事者介護従事者家族等	●医療従事者介護従事者成年後見人 等	●成年後見人 ●被保佐人 ●補助人 ●中核機関 ●行政職員 等
どのようなときに?	日常生活・社会生活の意思決定の場面	日常生活・社会生活の意思決定の場面	人生の最終段階	入院・医療に係る意思決定が困難な場面	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為+付隨した実事行為の場面
どのような方法(姿勢)で?	チーム+本人の環境調整+本人による決定の支援	チーム+本人の環境調整+意思形成・表明・実現支援	チーム+適切な情報提供+本人による決定の支援	同左	チーム+本人の環境調整+意思形成・表明支援 <small>※実現支援は、後見人等の身上保護の一環として取り組むこととされている</small>
本人の意思確認が難しいときは?	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)	推定意思・選好の尊重 ※代理代行決定については本ガイドラインの対象外とすることを明記	推定意思の尊重+本人にとっての最善の方針に基づく対応	同左	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

32

こんなことがありました

統合失調症があり、施設入所していたAさん。足を骨折したことから、リハビリも兼ねて、施設で行う体操教室に熱心に参加していました。

ある時、入所者を対象に、施設外に出かけるレクリエーションが催されることになり、新人の職員は骨折でしばらく外に出られなかったAさんに、外出の機会を作つてあげようとレクリエーションへの参加を促しました。しかし、レクリエーションの日程を確認しても、Aさんは黙り込んでしまうばかり。「きっと意味が分からないんだ」と考え、新人の職員はそれ以上Aさんに聞くことをやめてしまいました。



厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）4頁より引用

33

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）2頁より引用

どう考える？

黙っているAさんは、
何も考えていなかつたのでしょうか？

Aさんは、自分が言いたいことを
話しやすい環境だったのでしょうか？

もし、あなたがAさんと同じように、「どうせ分からないから」、「後でこんなはずじゃなかつたと言われるのが嫌だから」といって、何もしてもらえないとしたら、どう思うでしょうか？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）4頁より引用

34

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

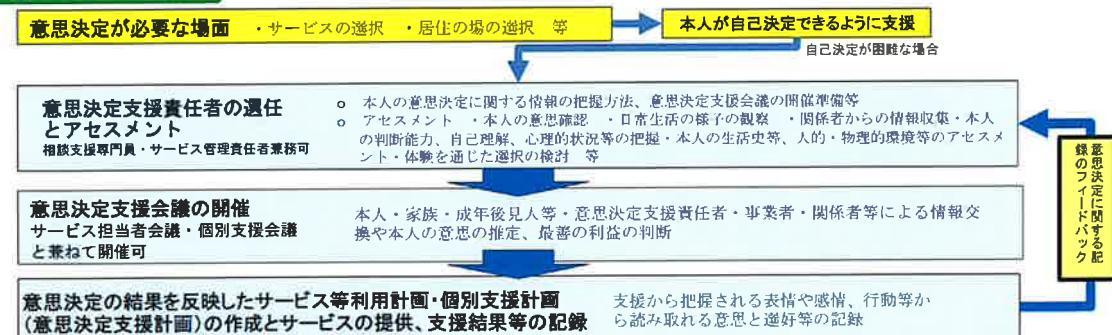
《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

- (1)本人の判断能力
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。
- (2)意思決定支援が必要な場面
 - ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面)
 - ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)
- (3)人的・物理的環境による影響
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



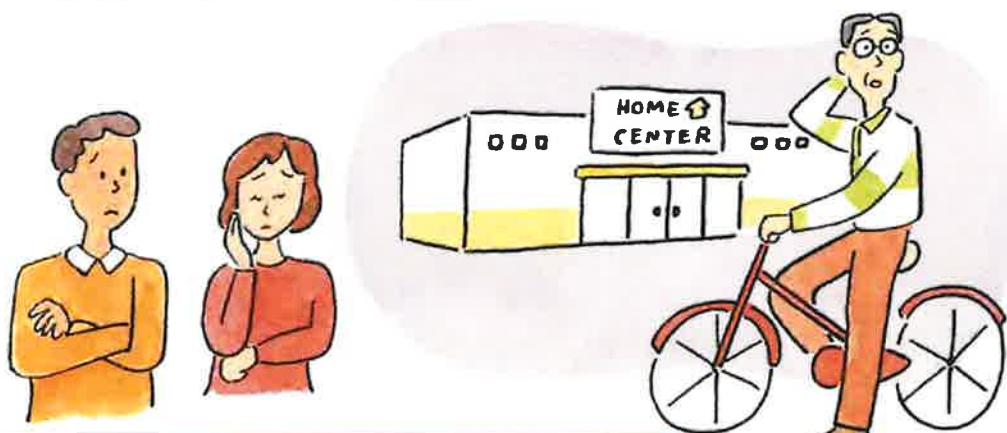
35

こんなことがありました

認知症があり、要介護1のBさん。日曜大工が趣味で、自転車に乗ってよく近所のホームセンターに買い物に行っていました。

しかし、事故や途中で道に迷うこと心配した家族は、ケアマネジャーに鍵を取り上げて自転車を処分したいと相談。「必要なものは買ってきてあげるから、もうやめて」と、Bさんに詰め寄ると、「もういい、分かった」と言い残して、Bさんは部屋を出て行ってしまいました。

家族はBさんが納得してくれたと喜んでいましたが、ケアマネジャーには、Bさんがとても元気がないように見えました。



厚生労働省 ご本人らしい生き方にとり組む意思決定支援のために（2022年）8頁より引用

36

どう考える？

Bさんが言葉にしたことは、
Bさんの思いの全てなのでしょうか？

どうしてBさんは、
元気がなくなってしまったのでしょうか？

難しいことを決められる時って、どういう時でしょうか？
一般論で正しいと思えることだけが、正解でしょうか？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）8頁より引用

37

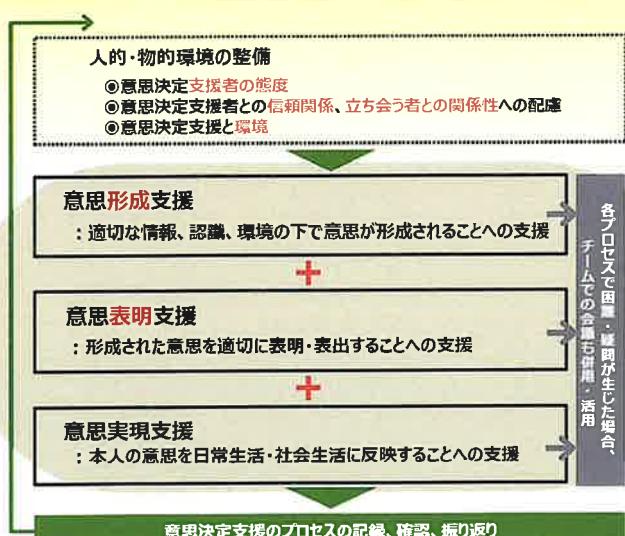
「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの概要

趣旨
認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指すもの。

誰のための誰による意思決定支援か
認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

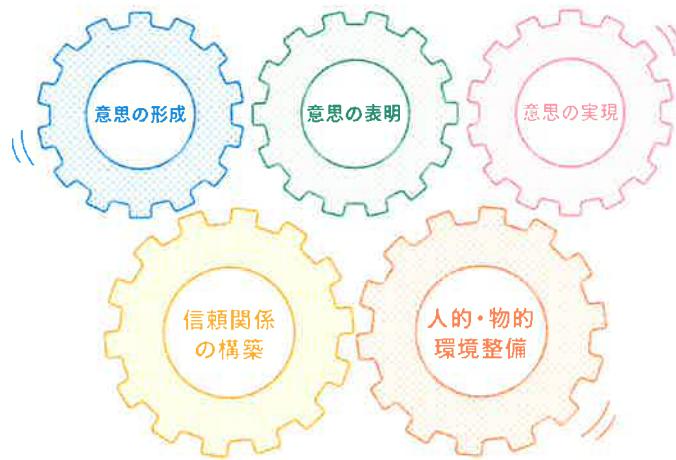
意思決定支援の基本原則
認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。
また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。

意思決定支援のプロセス



2 意思決定支援のポイント

プロセス：たくさんの歯車をかみあわせる



本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、かかわりのなかで、その意思を尊重して支えていく。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

39

2 意思決定支援のポイント

信頼関係の構築

本人のこと、特性、適切な
コミュニケーションの取り方を
よく知ることが大切です。

- ① 本人を知ること（好き、嫌い、
大切に思うこと、得意、苦手な
こと等）

- ② 本人を知るための関係づくり
やコミュニケーションの取り
方を知ること



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

40

2 意思決定支援のポイント

人的・物的環境整備

- ① 周囲の人の態度や関係によって、本人の意思決定は影響を受けます。

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度、本人との間の信頼関係、関係性への心配りが必要となります。否定しないで聞く、という姿勢が大切です。「ただ、そばにいる」という支援もあります。



- ② 物理的環境や時間帯によっても、本人の意思決定は影響を受けます。

なるべく本人が慣れた場所で、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望されます。



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

意思決定支援ツールの例

SDM-Japan  × 

実践例等
はちら→ 

TalkingMats®



英国スコットランドで開発されたコミュニケーション支援ツールの一つ。アドボケイトやソーシャルワーカー、SLT（言語療法士）等が、認知症高齢者、学習障害・知的障害のある人、その他記憶保持やコミュニケーション等に支障がある方に対する支援で活用されている。

日常生活や重要な局面において、本人の選好や価値観を把握し、意思決定支援のはじめの一歩を踏み出すための支援ツールとして、2020年には日本語版も開発された。

2 意思決定支援のポイント

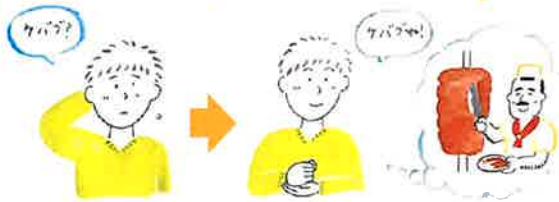
意思形成支援：ケバブは知らなきゃ食べられない

適切な情報、環境、認識の下で、
意思が形成されることを支援します。

「なんて書いてあるの？」
メニューから注文しよう
としても、メニューが読め
なければ選べない。

「ケバブってなに？」
メニューが読めたとして
も食べたことがない料理
を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働き
かけがあると決めるこ
とは難しい。



意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

意思表明支援

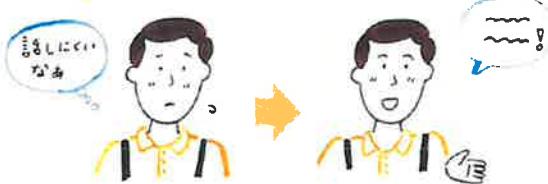
形成された意思を適切に表明・表出
することを支援します。

「早く決めて！」「前に決めたこと違う！」
など、支援者が決断を迫る態度で接したり、
本人の以前の発言の責任を問う態度で接す
ると心からの希望を表現・表明しにくい。

本人の表明した意思に疑
問や迷いがあるときは、
意思形成プロセスを振り
返り、再度確認する。

「選んだ理由を聞いてもいい？」
言葉で表現されていることとは別の
「本当の思い」があることもある。

時間の経過で意思は変わること
もある。また重要な決定は、再度
確認することも必要である。



心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

「食べたい」「自分でつくりたい」
意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することが本人の力となる。

「あなたには無理じゃない？」
本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表明の意欲は弱まる。



本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意思だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか謙虚に考えることが大切。

本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、(本人やチームの)経験の豊かさにもつながります。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

こんなことがありました

84歳のCさんは、子供の頃から低肺機能状態で軽度的心不全も合併。70代で脳梗塞、80代になって変形性膝関節症で介護が必要になり全人工関節置換術を経験。手術後に誤嚥性肺炎も発症し、食が細って声をかけても返事をしないことが多くなってきました。担当医は「今後肺炎を繰り返したり、脳梗塞や心不全の可能性もある」と判断しているのですが、Cさんの家族は、「本人を不安にさせたくない」と言い、伝えられないままになっていました。担当医はCさんに伝えるべきか、伝えないでいくべきか、日々悩んでいるのですが…



どう考える？

Cさんの状態や環境が変わっているのに、大切なことや難しい問題に対して、いつも同じ決定で良いのでしょうか？

あなたがCさんの立場だったら、命に関わる問題を、「あなたが不安になるから知らせなかった」と言われて納得できるでしょうか？

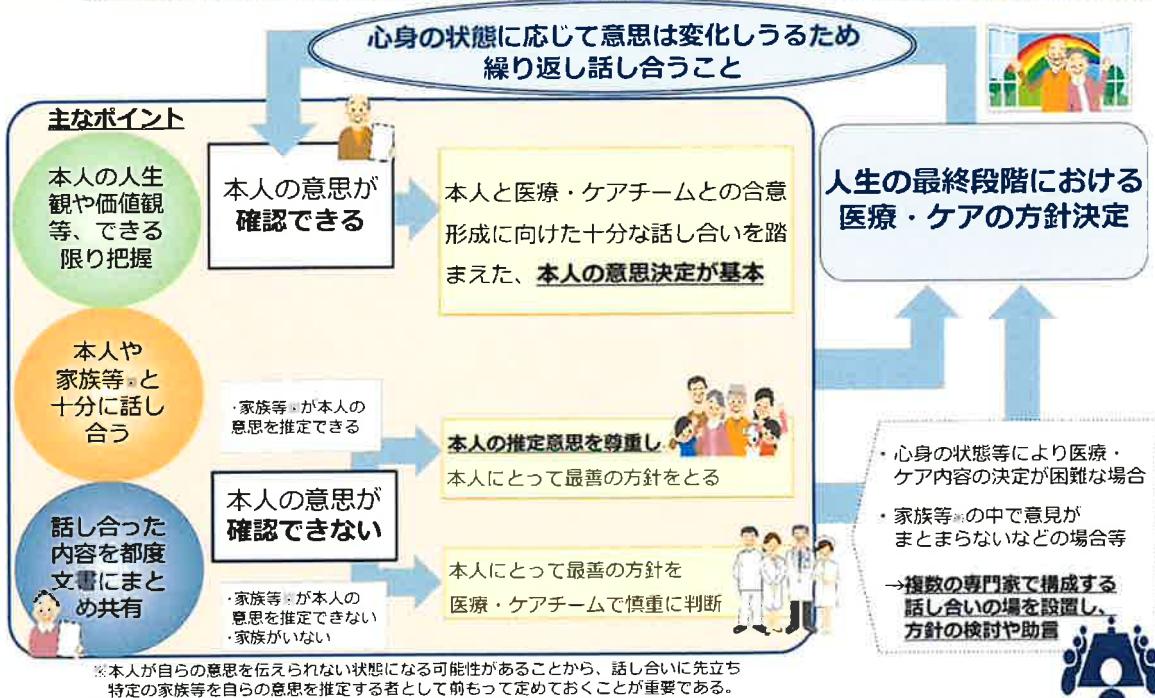
ご本人の決定を確認しづらい時、あなたが家族や支援する立場だったら、誰か一人の推測に任せてしまって安心できるでしょうか。また、あなたがご本人だったら、自分のことを理解していない人に、「この人はきっとこうだから」と、一方的な推測で決められて嬉しいでしょうか？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）12頁より引用

47

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」における意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



*本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが重要である。
*家族等には広い範囲の人（親しい友人等）を含み、複数人存在することも考えられる。

48

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要

ガイドラインの支援の対象者(P6)

身寄りがない人：身寄りがない人に加えて、例えば、次のような人を想定

- ① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ② 家族の支援が得られない人

医療機関がいわゆる「身元保証・身元引受等」に求めている機能・役割(P6)

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ (死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

「身元保証・身元引受等」に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もあるが、医療行為の同意については、本人の一身専属性がきわめて強いものであり、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないものと考えられる(具体的対応については8ページ参照)。

身寄りがない人への対応(P11)

次の(1)～(3)に分けて具体的な対応を明示。どの場合でも、本人の意思を確認・尊重しながら支援を行うことが原則

- (1) 判断能力が十分な場合
- (2) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合
- (3) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

第66回社会保障審議会医療部会資料2-2より抜粋

こんなことがありました

てんかんがあり、要介護1で成年後見制度を利用しながら一人暮らしをしていたDさん。

通っていたデイサービスでは「動けなくなったら、飼っているインコといっしょにここに来るかな」と周りの人に言っていました。

ある時、脳梗塞を起こし、入院。重度の麻痺が残り、歩くことができなくなつたばかりか、保佐人は主治医から「言語障害や認知症の可能性もある」と告げられました。その後、容態は少しずつ回復。保佐人は退院に向けて、「退院後の暮らし方」についてDさんに確認しようとしたが、Dさんは全く反応してくれません。退院の期限は近づいています。



どう考える？

ご本人に尋ねても、返事ができない状態にある時、
あなただったらどうするでしょうか？

Dさんは、「インコとずっといっしょにいたい」と思っていたようですが、
あなたがDさんの今後の暮らし方について意見を求められたら
どうするでしょうか？

Dさんに代わって保佐人が退院後の暮らし方を決めた場合、
この後もずっと全てを保佐人が決めていいのでしょうか？
あなたがDさんだったら、どうしてほしいでしょうか？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）16頁より引用

51

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？
本人にとって重大な影響を与えるような
契約等をする場合は、**意思決定支援が必要です。**

① 路数への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
② 白老や高額な資産を売却する場合
③ 特定の組織に対する贈与を行う場合など

すべての人は、自分のことを決める力があるというのか否かです。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。



意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定≠意思決定能力がない
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

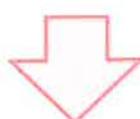
第1原則／意思決定支援の原則①

意思決定支援については様々な考え方があります。
考え方の1つとして紹介するものです。

第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人でもあっても、本人には意思があり、
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。



本人には決める力がある
という前提で関わる



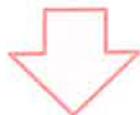
第2原則／意思決定支援の原則②

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を

尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

第3原則／意思決定支援の原則③

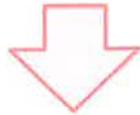
第3原則 不合理にみえる決定≠意思決定能力がないということ

一見すると不合理にみえる意思決定でも、

それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、

それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理にみえる決定も
尊重されるべき

意思決定支援の限界

これらのプロセスを踏めばあらゆる本人の意思決定（及び意思決定支援）が許容される、というわけではありません。

本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響（※）が生ずる場合でない限り、尊重される。

※「重大な影響」といえるかどうかは、

- ・ 本人が他に取り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
 - ・ 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
 - ・ その発生の（高い）可能性…（高度の）蓋然性があるか
- 等の観点から慎重に検討される必要があります。

例) 自宅での生活を続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合
本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインP3 参照

57

① 意思決定支援と代行決定

意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

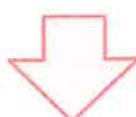
第4原則／代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。
この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



○○だから、この人ならば、
○○を選ぶはず

58

法的保護・権利擁護の観点から 「介入」せざるを得ない場面とは？

以下のような状態が生ずる可能性が高い場合又は現に発生している場合で、かつ、
これ以上決定を先延ばしできない場合には、第三者が介入せざるを得ないこともあります。

- 他者を害する状態（例：意図的かつ重大な（※1）権利侵害・犯罪行為）
- 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる状態（例：深刻なセルフネグレクト、他者からの虐待、自殺未遂の反復）等



司法機関・行政機関・医療機関等による 法的保護・権利擁護のための「介入」もありうる（※2）

※1 他者の権利との緊張関係があることをもって、直ちに「他者を害する」と安易に解釈すべきではない。

※2 刑法、刑事訴訟法、精神保健福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の各法令要件に該当するか否かによって判断される。ただし、意思決定支援・代理代行決定のプロセスは可能な限り尊重されるべき。

59



意思決定支援と代行決定

意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

第5原則／代行決定の原則②

第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

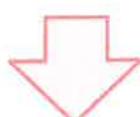
①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を探らなければならない。

①本人の意思が推定できない場合や、

②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



(本人にとっての)最善の利益に基づく方針を探ります。
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



この人ににとっての、一番よいことは？

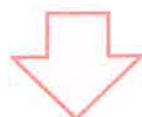
60

第6原則／他者が決定する場合の原則

第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に探ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を護るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることがあります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



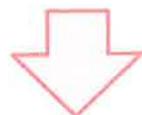
どうしても必要なときは、
もっとも制限が少ない方法で

第7原則／意思決定支援の原則へ

第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。
次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという
前提に戻る

意思決定支援に関する参考文献のご紹介

意思決定支援と権利擁護の理論的考察・本質に关心があるなら…

日本福祉大学権利擁護研究センター(監修),
平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留(編集)

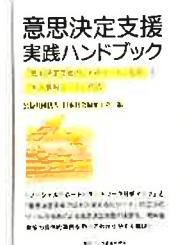
権利擁護がわかる意思決定支援:法と福祉の協働
(ミネルヴァ書房/2018. 6)



意思決定支援のためのツールや本人情報シートの使い方を知りたいなら…

公益財団法人 日本社会福祉士会(編)

意思決定支援実践ハンドブック:「意思決定支援のためのツール」活用と「本人情報シート」作成
(民事法研究会/2019. 7)



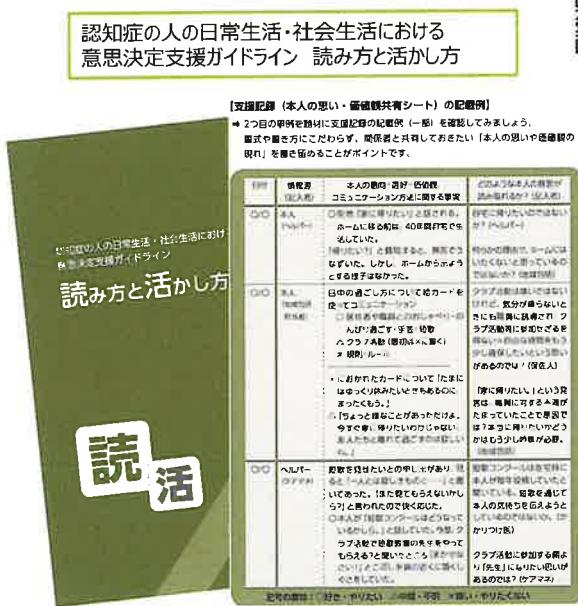
各種意思決定支援ガイドラインの関係性や活用事例を知りたいなら…

名川勝・水島俊彦・菊本圭一(編著)

**事例で学ぶ
福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック**
(中央法規/2019. 12)



本人の選好や価値観を把握するためのツールの例



←全年齢版

トーキングマット

子ども版→



トーキングマットを楽しく効果的に進めるための7つのステップ TalkingMats



アドバンス
デジタル版
↓



ガイドラインの補助説明・実践事例などを収載

英國スコットランドで開発された本人の思いや価値観を見る化し、本人自身が考えることを支援するためのツール。クラウドファンディングを活用し、「健聴とウェルビーイングのフルセット」、「子ども・青少年との対話フルセット」の日本語版が開発された。

厚労省ポータルサイト「成年後見はやわかり」

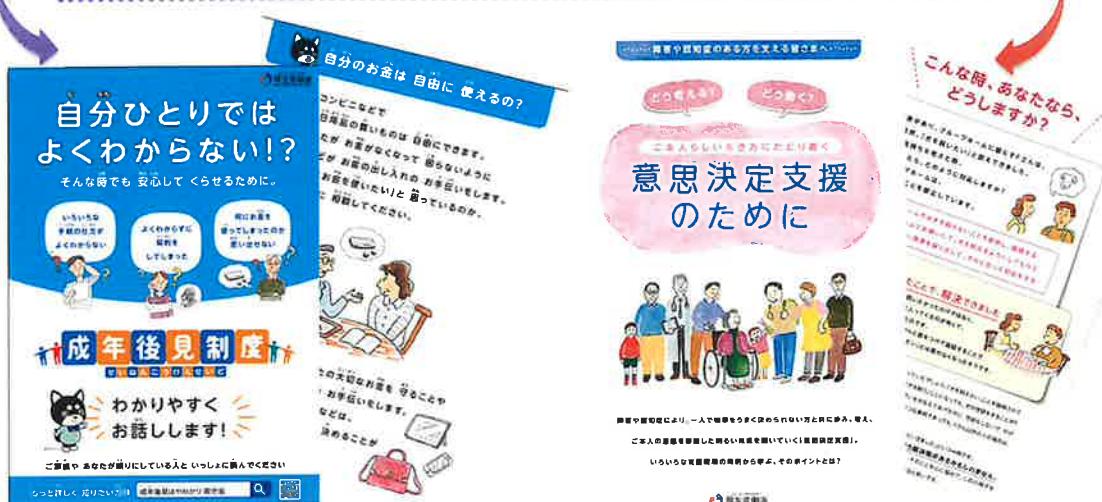
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

「成年後見制度」わかりやすくお話しします！（ご本人向け）

<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/person/>

ご本人らしい生き方にたどり着く「意思決定支援のために」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/>

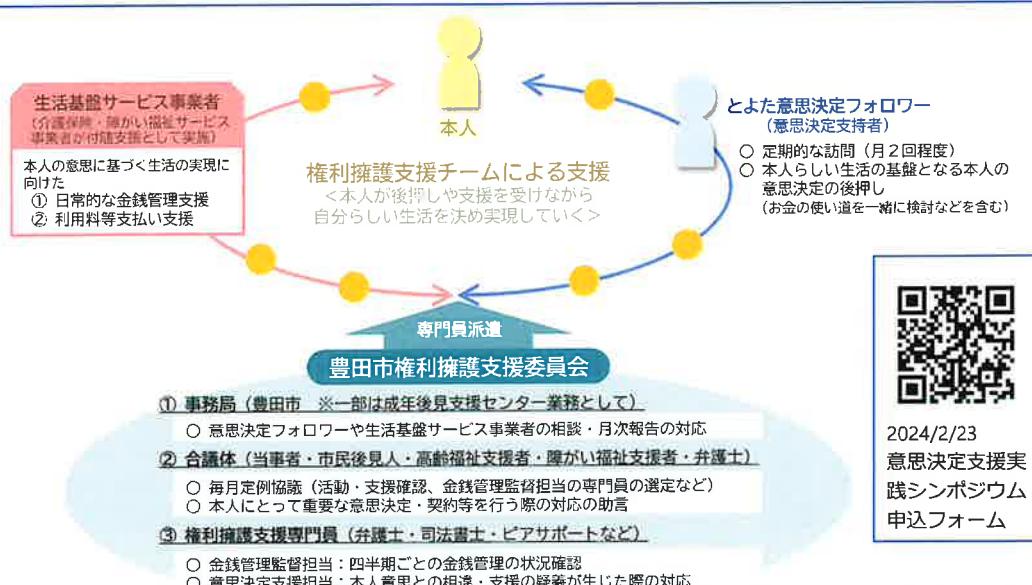


65

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用スキームについて



- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

66